

<p style="text-align: center;"><b>国家发展改革委 商务部</b> 关于印发《市场准入负面清单（2020年版）》的通知</p> <p style="text-align: center;"><b>发改体改规〔2020〕1880号</b></p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，新疆生产建设兵团，中央和国家机关有关部门：</p> <p>为贯彻落实党的十九大和十九届二中、三中、四中、五中全会精神，国家发展改革委、商务部会同各地区各有关部门对《市场准入负面清单（2019年版）》开展全面修订，形成《市场准入负面清单（2020年版）》，经党中央、国务院批准，自即日起印发实施。各地区各部门要真抓好清单落地实施工作，密切关注市场反映，及时提出完善市场准入负面清单制度的意见建议。国家发展改革委、商务部将扎实做好市场准入负面清单制度组织实施工作，清单实施中的重大情况，及时向党中央、国务院报告。</p> <p style="text-align: right;">国家发展改革委 商 务 部 2020年12月10日</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家發展改革委員會 商務部</b> 《市場參入ネガティブリスト(2020年版)》 印刷・公布に関する通知</p> <p style="text-align: center;"><b>發改體改規〔2020〕1880号</b></p> <p>各省・自治区・直轄市人民政府、新疆生産建設兵団、中央および国家機關関連部門：</p> <p>党の第十九回全国代表大会および十九期二中・三中・四中・五中全会の主旨を徹底・実行するため、国家發展改革委員會・商務部は、各地区・各関連部門と共同で《市場參入ネガティブリスト(2019年版)》に対して全面的な改訂を行い、《市場參入ネガティブリスト(2020年版)》を作成しており、中国共産党中央委員會・國務院の批准を受けて、即日より印刷・公布し、実施する。各地区・各部門は、リストの実現・実施業務を真摯かつ適切に行い、市場からの報告を注視し、適時、市場參入ネガティブリスト制度を完備するための意見・提言を提出しなければならない。国家發展改革委員會・商務部は、市場參入ネガティブリスト制度の組織化・実施業務を着実かつ適切に実施し、リスト実施における重大な状況は、遅滞なく中国共産党中央委員會・國務院に報告する。</p> <p style="text-align: right;">国家發展改革委員會 商 務 部 2020年12月10日</p>
<p style="text-align: center;"><b>市场准入负面清单（2020年版） 说 明</b></p> <p>一、《市场准入负面清单（2020年版）》包含禁止和许可两类事项。对禁止准入事项，市场主体不得进入，行政机关不予审批、核准，不得办理有关手续；对许可准入事项，包括有关资格的要求和程序、技术标准和许可要求等，由市场主体提出申请，行政机关依法依规作出是否予以准入的决定，或由市场主体依照政府规定的准入条件和准入方式合规进入；对市场准入负面清单以外的行业、领域、业务等，各类市场主体皆可依法平等进入。</p> <p>二、针对非投资经营活动的管理措施、准入后管理措施、备案类管理措施（含注册、登记）、职业资格类管理措施、只针对境外市场主体的管理措</p>	<p style="text-align: center;"><b>市場參入ネガティブリスト(2020年版) 说 明</b></p> <p>一、《市場參入ネガティブリスト(2020年版)》は、禁止及び許可の二種類の事項を含む。参入禁止事項について、市場主体は参入してはならず、行政機關は審査批准・認可せず、関連手続きを取り扱ってはならない；参入許可事項は、関連資格の要求および手順・技術基準および許可要求などを含み、市場主体が申請を提出し、行政機關が法に基づき参入可否の決定を下す、あるいは市場主体が政府の規定する参入条件および参入方式に基づき規定に従い参入するものとする；市場參入ネガティブリスト以外の業種・分野・業務などについて、各種市場主体はいずれも法に基づき平等に参入することができる。</p> <p>二、非投資經營活動についての管理措置・参入後の管理措置・備案類管理措置（登録・登記を含む）・職業資格類管理措置・国外市場主体のみを</p>

施以及针对生态保护红线、自然保护地、饮用水水源保护区等特定地理区域、空间的管理措施等不列入市场准入负面清单，从其相关规定。法律、法规、国务院决定等明确设立，且与市场准入相关的禁止性规定，在清单附件中列出，以便市场主体参考。

三、列入清单的市场准入管理措施，由法律、行政法规、国务院决定或地方性法规设定，省级人民政府规章可设定临时性市场准入管理措施。个别设立依据效力层级不足且确需暂时列入清单的管理措施，应尽快完善立法程序，并以加★形式在清单中标明。

四、《产业结构调整指导目录》《政府核准的投资项目目录》纳入市场准入负面清单，地方对两个目录有细化规定的，从其规定。地方国家重点生态功能区和农产品主产区产业准入负面清单（或禁止限制目录）及地方按照党中央、国务院要求制定的地方性产业结构禁止准入目录，统一纳入市场准入负面清单。

五、各地区、各部门不得另行制定市场准入性质的负面清单。因特殊原因需采取临时性准入管理措施的，经国务院同意，可实时列入清单。

六、我国参加的国际公约、与其他国家签署的双多边条约、与港澳台地区达成的相关安排等另有规定的，按照相关规定执行。涉及跨界河流水资源配置调整的重大水利项目和水电站、跨境电网工程、跨境输气管网等跨境事项，以及涉界河工程、涉外海洋科考，应征求外事部门意见。

七、为保护公共道德，维护公共利益，有关部门依法履行对文化领域和与文化相关新产业的市场准入政策调整和规范的责任。

対象とした管理措置および生態保護制限・自然保護地・飲用水の水源保護区などの特定地理区域・空間についての管理措置などが市場参入ネガティブリストに列挙されていない場合、その関連規定に従う。法律・法規・国务院の決定などが設立を明確化しており、かつ市場参入に関わる禁止規定について、市場主体の参考のためにリストの付属文書において列挙する。

三、リストに列挙した市場参入管理措置は、法律・行政法規・国务院の決定あるいは地方性法規が設定したものであり、省級人民政府の規則は、一時的な市場参入管理措置を設定することができる。個別の設立根拠の効力レベルが足りず、かつ確かに一時的にリストに列挙する必要がある管理措置は、速やかに立法手続を完備し、併せて★形式によりリスト上に明示しなければならない。

四、《産業構造調整指導目錄》《政府が認可する投資プロジェクト目錄》は、市場参入ネガティブリストに組み入れ、地方は、両目錄に細分化された規定がある場合、その規定に従う。地方国家重点生態機能区および農産品主要生産地産業参入ネガティブリスト（あるいは禁止制限目錄）および地方が中国共産党中央委員会・国务院の要求に基づき制定する地方性産業構造参入禁止目錄は、統一して市場参入ネガティブリストに組み入れる。

五、各地区・各部門は、市場参入の性質を有するネガティブリストを別途制定してはならない。特殊な原因により一時的な参入管理措置を講じる必要がある場合、国务院の同意を受けて、リアルタイムでリストに組み入れることができる。

六、我が国が参加している国際条約・其他国家と締結した二国間・多国間条約・香港／マカオ／台湾地区と合意した関連措置など別の規定がある場合、関連規定に基づき執行する。境界を跨ぐ川河水資源の配置の調整に関わる重大水利プロジェクトおよび水力発電所・クロスボーダー送電網工事・クロスボーダー送ガス管などのクロスボーダー事項、および境界を跨ぐ工事・対外的な海洋観測は、外事部門の意見を聴取しなければならない。

七、公共の道徳を保護し、公共の利益を守るため、関連部門は、法に基づき文化領域および文化に関わる新たな産業の市場参入政策の調整および制度の責任を履行する。

<p>八、市场准入负面清单未直接列出的地方对市场准入事项的具体实施性措施且法律依据充分的，按其规定执行。</p> <p>九、市场主体以告知承诺方式获得许可但未践行信用承诺，撤销原发放许可并视情节依法依规实施失信惩戒。对拒不履行司法裁判或行政处罚决定、屡犯不改、造成重大损失的市场主体及其相关责任人，依法依规在一定期限内实施市场和行业禁入措施。</p> <p>十、本清单由国家发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。</p>	<p>八、市場参入ネガティブリストに直接列举されていない地方の市場参入事項に対する具体的な実施措置かつその法的根拠が十分な場合、その規定に基づき執行する。</p> <p>九、市場主体が告知承諾方式により許可を取得したものの、信用承諾を実行していない場合、元々与えた許可を取り消し、併せて状況を見て法に基づき規定に従い信用喪失懲戒を実施する。司法裁判あるいは行政処罰の決定の履行を拒絶・何度も違反し是正しない・重大な損失をもたらした市場主体およびその関連責任者に対して、法律に基づき規定に従い一定期限内において市場および業種参入禁止措置を実施する。</p> <p>十、本リストは、国家發展改革委員会・商務部が関連部門と共同で解釈の責を負う。</p>
---	---